

「第二次千葉県再犯防止推進計画」

に対する意見と県の考え方

千葉県健康福祉部健康福祉指導課地域福祉推進班

- 1 パブリックコメント実施期間 令和8年2月2日（月）～2月27日（金）
- 2 意見提出者数（意見の延べ件数） 2人（2件）
- 3 提出された意見の概要と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

御意見の概要	県の考え方
(1)幅広い不動産団体との具体的な協働体制について	
<p>国の「第二次再犯防止推進計画」においては、「住居の確保」が最重要課題の一つとされ、特に「居住支援法人との連携強化」が明確に打ち出されているが、本県の第二次計画（案）では、「居住支援法人」との具体的な協働スキームが支援の枠組みに組み込まれていない。</p> <p>「住居の確保」は、家主や不動産事業者の理解促進、民間賃貸物件の開拓、入居後のトラブル対応など、不動産市場における高度な専門知識と交渉力が求められ、極めてハードルの高い課題である。</p> <p>国が居住支援法人との連携を強く求めている理由は、まさにこの「住宅市場における専門的なノウハウ」を再犯防止ネットワークに直結させるためであるが、現在の本県の計画案は、住宅政策分野が有する居住支援法人の専門性やリソースとの有機的な連携がすっぽりと抜け落ちている。</p> <p>住居確保の実効性をより確実なものにするためには、現場の不動産関係団体との幅広い連携が不可欠であり、真に実効性のある再犯防止ネットワークを構築するために第二次計画においては、「居住支援法人」、「一般社団法人千葉県居住支援法人協議会」、そして幅広い不動産団体との具体的な協働体制を計画上に明記すべきである。</p>	<p>住居の確保は、再犯を防止する上で最も重要な要素の一つですが、犯罪をした人等については、前歴があることに加え、頼れる身寄りがいない、家賃滞納歴がある、敷金、礼金が用意できない等により、住居の確保が難しい状況にあります。</p> <p>また、このような状況において住居を確保するには、専門知識や交渉力、貸主の理解などが必要となります。</p> <p>そのため、御指摘を踏まえ、第二次計画案の54ページに「また、更生保護対象者等の円滑な住居の確保に向け、住宅確保要配慮者居住支援法人や一般社団法人千葉県居住支援法人協議会と関係機関・団体等との連携強化の方策を検討します。」という記載を追加します。</p>

(2) 発達障害者への支援等について

入口支援については今後拡充することが大切であり、前科がついていない段階の加害者への支援は今後必要になるように感じる。

発達障害者への支援について、専門機関と連携を取ったり、有識者を招聘した研修を行うのみならず、心理士や言語聴覚士、作業療法士など発達障害の専門職を直接配置するようにしてはどうか。

他機関同士で連携するよりも、ワンストップで発達障害への支援や彼らへの就職支援などをコーディネートできれば切れ目ない支援がより充実すると思う。

発達障害の加害者に限らず、加害者を漏れなく拾って再犯防止できるようなシステムが構築できれば良いと思う。

御意見・御提案ありがとうございます。今後の取組の参考とさせていただきます。

なお、入口支援については、関係機関・団体等の連携を強化し、円滑に実施できるよう、千葉県再犯防止推進連絡協議会等において検討してまいります。

また、発達障害者への支援については、専門の支援機関などにより、発達上の課題を踏まえた支援を実施してまいります。

今後も、必要な人に漏れなく支援が行き届くよう、県や関係機関・団体が連携して取り組んでまいります。